

第五回國會 衆議院 厚生委員會會議錄 第十四号

昭和二十四年四月二十八日（木曜日）

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事大石 武一君 理事橋谷仙太郎君

理事松永 佛骨君 理事福田 昌子君

理事床次 徳二君 理事田代 文久君

理事逢澤 寛君

青柳 一郎君 今泉 貞雄君

高橋 等君 中川 俊思君

奈良 治二君 西村 直巳君

畠山 鶴吉君 原田 雪松君

丸山 直友君 岡 良一君

堤 ソルヨ君 荻田アサノ君

出席國務大臣

厚生大臣 林 護治君

出席政府委員

厚生政務次官 亘 四郎君

（保險局長） 宮崎 太一君

厚生事務官

委員外の出席者

專門員 川井 章知君

專門員 引地亮太郎君

四月二十七日

兒童福祉法の一部を改正する法律案

（内閣提出第一三六号）

医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第七七号）（參議院送付）

醫師法及び齒科醫師法の一部を改正する法律案（内閣提出第七八号）（參議院送付）

健康保險法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇一号）（參議院送付）

厚生年金保險法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇一号）（參議院送付）

第一類第九号 厚生委員會會議錄 第十四号 昭和二十四年四月二十八日

法律案（内閣提出第一〇二号）（參議院送付）
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

兒童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第二三六号）

健康保險法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇一号）（參議院送付）

厚生年金保險法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇二号）（參議院送付）

厚生行政に関する説明聴取

○堀川委員長 これより會議を開きます。

今日は昨日に引き続きまして健康保險法の一部を改正する法律案、及び厚生年金保險法等の一部を改正する法律案の兩案を一括して議題といたします。

なおこの際お諮りいたしますが、昨日夕刻に兒童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三六号）が付託になりました。これを日程追加といたし、審議するに御異議がありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 異議なしと認め、同案を議題といたし、提案理由の説明を承ることにいたします。林厚生大臣。

兒童福祉法の一部を改正する法律案

兒童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七條、第二十七條、第三十四條第二項及び第五十條第七号中「療育施設」の下に、冒ろうあ兒施設を加える。

〔第二節 兒童福祉委員會を「第二節 兒童福祉審議會」に改める。第八條及び第九條を次のように改める。〕

第八條 兒童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議するため、中央兒童福祉審議會及び都道府縣兒童福祉審議會を置く。

都道府縣兒童福祉審議會は、都道府縣ごとに、これを置く。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、第一項の事項を調査審議するため、市町村兒童福祉審議會を置くことができる。

中央兒童福祉審議會は、厚生大臣の、都道府縣兒童福祉審議會は、都道府縣知事の、市町村兒童福祉審議會は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の管理に属し、夫々その諮問に答へ、又は關係行政機関に意見を具申することができる。

兒童福祉審議會は、特に必要があるとき、關係行政機関に対し、所屬職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

兒童福祉審議會は、必要に應じ、相互に資料を提供する等常に

緊急な連絡をとらなければならない。

中央兒童福祉審議會及び都道府縣兒童福祉審議會は、兒童の福祉を図るため、藝能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販賣する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第九條 中央兒童福祉審議會は、委員四十五人以内で、都道府縣兒童福祉審議會及び市町村兒童福祉審議會は、委員二十人以内で、これを組織する。

兒童福祉審議會において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

兒童福祉審議會の委員及び臨時委員は、關係行政機関の官吏又は吏員、兒童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣、都道府縣知事又は市町村長が、夫々これを命じ、又は委嘱する。

兒童福祉審議會に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

第十條中「及び委員長」を「委員長及び副委員長」に改め、「兒童福祉委員會」を「兒童福祉審議會」に改める。

第十一條第三項を次のように改める。

兒童福祉司は、都道府縣知事の定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

第十二條第一項中（特別区を含む。以下同じ。）を削り、同條第二項を次のように改める。

兒童委員は、兒童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の狀態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするともに、兒童福祉司の行う職務に協力するものとする。

第十二條第四項を次のように改める。

兒童委員は、その職務に関し、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十三條を次のように改める。

第十三條 市町村長は、第十一條第二項又は第十二條第二項に規定する事項に関し、兒童福祉司又は兒童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求めることができる。

外、兒童福祉司に必要な援助を求め、兒童委員に必要な指示をすることができる。

兒童福祉司及び兒童委員は、その担当区域における兒童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄するの兒童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

兒童委員が、兒童相談所に前項

の通知をするときは、市町村長を経由するものとする。

児童相談所長は、その管轄区域内の児童福祉司又は児童委員に必要な調査を委嘱することができ

る。

第十九條第一項及び第二項中「医師、」の下に「歯科医師、」を加える。

第二十條本文を次のように改める。

妊娠した者は、速やかに、医師又は助産婦の妊娠証明書を添え、特別区においては保健所長を経て都知事に、保健所法第一條の規定に基く政令で定める市においては保健所長を経て市長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

第二十一條第二項中「医師、」の下に「歯科医師、」を加える。

第二十三條但書を次のように改める。

但し、附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所、あつ、施、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならない。

第二十四條但書を次のように改める。

但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他適切な保護を加えなければならない。

第二十五條但書を次のように改める。

但し、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

ない。

第二十六條第一項中「前條の規定による通告」の下に又は少年法第十八條第一項の規定による送致」を加える。

第二十七條第一項中「前條第一項第一号の規定による報告」の下に又は少年法第十八條の規定による送致」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項中「児童に親権者があるときは、」の下に「前項の場合を除いては、」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、少年法第十八條第二項の規定による送致のあつた児童につき、前項の措置をとるにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

第二十七條の次に次の一項を加える。

第二十七條の二 都道府県知事又は児童相談所長は、たまたま児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第二十八條第一項中「前條」を「第二十七條」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條 四親等内の児童以外の児童を、その親権者からはなして、自己の家庭(單身の世帯を含む。)に、三箇月(乳児については、一箇月)を越えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して

二箇月以上(乳児については、二十日以上)同居させた者(法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を單に下宿させた者を除く)は、同居を始めた日から三箇月以内(乳児については、一箇月以内)に、命令の定めるところにより、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。但し、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

前項に規定する届出をなした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。

保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

都道府県知事は、里親及び第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一條中「第二十七條第一項第三号の規定により、」の下に「養護施設、」を、「養育施設」の下に「盲ろうあ施設」を加える。

第三十四條第一項に次の二号を加える。

八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育を、あつ、施する行為

九 児童が四親等内の児童である

場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものである

か又は家庭裁判所、都道府県知事又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き、児童の心身に有害な影響を與える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

第二章第三十四條の次に次の一項を加える。

第三十四條の二 國及び都道府県以外の者であつて児童福祉事業を行う施設(この法律で定める児童相談所及び児童福祉施設を除く)を設置するものは、その事業の開始前に、命令の定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第一項に規定する届出をなした者が、その施設を廃止したときは、廃止した日から十日以内に、命令の定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の児童福祉事業の範囲は、政令でこれを定める。

都道府県知事は、命令の定めるところにより、第一項の施設の設備及び運営に関し、その施設の長に對し、必要な報告をさせることができる。外、児童の福祉に関する事務に従事する吏員に、実地につき監督をさせ、児童の福祉に欠けるとあると認めるときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を命ずることができる。

第三十五條第二項中「行政廳を」都道府県知事に、同條第三項中「地方児童福祉委員会」を「都道府県児童福祉審議会」に改め、同條に次

の一項を加える。

市町村その他の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、命令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十九條に次の一項を加える。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日保護者の委託を受けて、その他の児童を保育することができる。

第四十三條の次に次の一條を加える。

第四十三條の二 盲ろうあ児施設は、盲児(強度の弱視児を含む)又はろうあ児(強度の難聴児を含む)を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導をすることを目的とする施設とする。

第四十五條中「中央児童福祉委員会」を「中央児童福祉審議会」に改める。

第四十六條第二項中「その改善を命じ、」を「その施設の設置者に対し、必要な改善を命じ、」に、「児童福祉委員会」を「児童福祉審議会」に改める。

第四十八條第一項及び第五十四條中「及び療育施設を、療育施設及び盲ろうあ児施設」に改める。

第四十條中第五十條の前に次の一條を加える。

第四十九條の二 國庫は、市町村長又は都道府県知事が、第二十二條から第二十四條まで又は第二十七條第一項第三号に規定する措置により、國の設置する児童福祉施設に入所させた者につき、その入所

・後に要する費用を支弁する。
第五十條第一号を次のように改める。

一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

第五十條、第五十一條及び第五十三條中「負担」を「支弁」に改める。

第五十一條第一号中「第二十二條から第二十四條まで」を「第二十二條、第二十三條本文及び第二十四條本文」に改め、同條に次の一号を加える。

三 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二條から第五十五條までの各條中「補助」を「負担」に改める。

第五十六條第一項及び第二項を次のように改める。

主務大臣は、第四十九條の二に規定する費用を、都道府県知事は、第五十條第六号から第八号までに規定する費用を、市町村長は、第五十一條第一号に規定する費用を、夫々本人又はその扶養義務者から徴収しなければならぬ。

前項に規定する費用の徴収に当り、市町村長において、児童福祉司又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者がその費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該費用は、前項の区分に従い、國、都道府県又は市町村が代わつて負担しなければならぬ。

第五十六條第二項の次に次の一項を加える。

保護を受ける者、同居の配偶者、直系尊属又は直系卑属が、一年以上引き続いて居住する市町村

は、前項の規定により都道府県が代わつて負担する費用の十分の一を負担しなければならない。

第五十八條第一項中「行政廳」を「都道府県知事」に改め、第二項を次のように改める。

第三十六條から第四十四條までの各條に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第二項の認可を受けず若しくは前項の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は第三十四條の二に規定する施設であつて同條第四項の命令に違反し、且つ、その設備及び運営が児童の福祉に著しく有害であると認められるものについては、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることが出来る。

第六十條第二項中「第七号」を「第七号から第九号まで」に改める。

第六十二條に次の一項を加える。

第三十條第一項又は第三十四條の二第二項に規定する届出を怠つたについても、前項と同様とする。

第六十二條の次に次の一條を加える。

第六十二條の二 第四十六條第二項又は第五十八條第二項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四條の二の規定は、この法律施行の日から一箇

月を経過した日から施行する。

2 第三十四條の二の規定施行の際、現に同條第一項に規定する施設を設置している者は、その日から十日以内に同條に規定する届出をしなければならない。

3 前項に規定する届出を怠つた者については、第二十六條の規定を準用する。

4 第三十條第一項に規定する者で同條第一項による届出期間が昭和二十四年八月三十一日までに満了するものについては、その届出期間は、同年同月一日から同年同月三十一日までとする。但し、同年同月三十一日までに同居をやめた者は、届出をなすを要しない。

○林國務大臣 たいいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げたいと考えます。

児童福祉法は、廣く十八才未満の児童の健全な育成をはかるため、昭和二十三年一月一日より施行され、國、公共團體、各児童福祉施設関係者及び保護者の努力と協力によりまして、次第に福祉の実効をあげつつあるものであります。施行後の経験に徴し、次のような理由によつて、その一部を改正する必要があります。

第一に少年法との調整であります。御承知のごとく、児童福祉法は、満十八才に満たない児童の福祉を目的としながら、刑罰法令に触れる行為をした十四才未満の児童と、満十四才以上十八才未満の児童であつて、その性格又は環境に照らして、將來罪を犯すおそれ

のあるいわゆる虞犯児童は、いづれも少年法によつて取扱われることになつておつたのであります。

しかしながら、児童の犯罪を予防するとともに、その不良化を防止し、これが保護指導を全うするためには、児童に対する豊かな愛情をもつてする医学的、心理学的及び精神医学的判断を内容とする鑑別と、その結果に基づく適切な指導あるいは性格矯正のための施設への送致という一貫した措置が必要であり、そのための施設と人員が系統的に備わつてゐる児童福祉法による処理に移すことが、より適切と考えられたのであります。

このような理由から、刑罰法令に触れる行為をした十四才未満の児童は、これを児童福祉法によつて扱い、満十四才以上十八才未満の虞犯児童は、これを児童福祉法と少年法との双方によつて扱えるように、少年法との間に調整をはかり、児童福祉法の適用範囲を拡げて、児童の福祉を徹底するようにいたしたいのであります。

第二には、新聞で報道された栃木、福島両縣下における、いわゆる児童賣買事件についてであります。これらの事件は農家における経済的貧困を理由とするものではあります。が、やはり子を親の私物と見る因襲的な家族制度の欠陥と、児童に対する基本的な人権の觀念の低さとを露呈したものでして、きわめて遺憾なものと存するのであります。しかもこのような不合理な慣行は、ただに栃木、福島両縣下のみでありませず、廣く全國にわたつて見られる現象であることが指摘せられておるのであります。児童の自由、人権を保障し、その福祉をはかるためには、營

利を目的として他人の児童の養育をあつせんすることを禁止するとともに、法令により児童を委託された場合、及び児童を單に下宿させる場合のほか、他人の児童をその家庭におく者に届出の義務を課し、その届出に基いて必要な指導監督ができるようにいたしたいのであります。

第三には、児童福祉を地方行政の面でさらに一段と推進いたしますため、市町村長の地位を明らかにし、その機能の強化を促したいのであります。すなわち市町村長は、児童福祉司及び児童委員から状況の通報及び資料の提供を求めることができるほか、児童福祉司に対しては、必要な援助を、児童委員に対しては、必要な指示をすることができるようにするなどの改正を行います。まして、なお市町村における児童福祉の円滑な運営をはかるため、従來中央及び都道府縣のみに設置せられていた児童福祉委員会に準じ、市町村児童福祉審議会を置くことができるようにいたしたいのであります。

次に現下の世状にかんがみ、家庭と並んで社会環境の整備が、児童の健全な育成の見地から特に要請せられるのであります。とりわけ児童の精神的環境とも申すべき遊藝、出版物、玩具等のあり方は、児童福祉の上から特に重視しなければならぬのであります。中央及び都道府縣児童福祉審議会は児童福祉の問題について、廣く専門的知識を有せらるる民間の方々を中心として構成せられており、もとゞこの問題について深い関心を拂ひ、研究をいたしておるのであります。が、今般この審議会がこのような文化財の製作者等に対し、その自主的な改善を促進

し得るよう規定を整備し、この面からも児童の福祉に遺憾なきを期して行きたいのであります。

以上のほか、児童の不良化を防止するため児童の背後にあつてこれを不当に支配している者に対する取締りの規定を加えるとともに、この法律にいう児童相談所または児童福祉施設でない児童福祉事業を行う施設について、その指導、取締りを行うための規定を追加し、その他従来療育施設の中に含まれていた盲、ろう、あ児施設を新たに児童福祉施設として独立せしめる等、法條の整備をいたしたいと考えるのであります。

今日児童の問題が國家の切実な關心事となつております実情に照らしまして、この法律案の意図するところは、きわめて重要なことと思料いたすのであります。何とぞ御審議の上御可決あらんことを切に希望いたす次第であります。

○堀川委員長 この際お語りいたしますが、先日來審議中の健康保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の二法律案が、本日午前中の参議院本會議において可決されて、ただいま本委員會に送付されました。よつて本審査に付することにしたと存するのであります。

○松永委員 この保険二法案は、すでに予備審査で十分質疑を盡されたことと思ひますので、この際本委員會は、二法案の質疑を打ち切りまして、一括してただちに討論に入り、採決せられんことを望みます。

○堀川委員長 ただいまの松永委員の動議の通り、両案の質疑を打ちけること

に御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 起立多数。よつて両案の質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。それでは通告順によりまして大石武一君。

○大石(武)委員 私は民主自由党を代表いたしまして、ただいま上程せられました本法案に賛意を表するものであります。わが國の勤労者、一般大衆の医療機関は、健康保険にその基礎を有することはどなたも御存じの通りであります。勤労者一般大衆は、この健康保険の存在によつて、安心してその業務に従事し、病氣の場合には十分に予防治療を受けることができておるのであります。従つてわれ／＼はこの勤労者の福祉増進のために、健康保険を長く継続せしめて、近き將來において完全な社会保障にまで發展せしめるよう努力しなければならぬと信ずるのであります。しかるに最近の社会的、経済的な急激な変化によつて、ことに保険経済の逼迫によつて、今や健康保険は崩壊の危機に直面して参つたのであります。健康保険が円滑に運営されておりました昭和二十三年とを比較いたしますと、この昭和二十三年とを比較いたしますと、保険料の基礎となる標準報酬、すなわち賃金は、約百七十倍の増加を示しておるにすぎないのであります。賃金は、約四百五十倍以上の増加を示しておるのであります。この賃金と医療費のアンバランスによつて、昭和二十三年度においてはすでに八億円の赤字を出しておる状態にあります。もしこのままにこの健康保険の制度が推移されて行きましたならば、昭和二十四年度においては、健康

保険が崩壊いたしますことは必至であります。もし健康保険が破綻いたしましたならば、ここに勤労者の医療保護の道はとぎれて、重大なる生活の脅威を來すことに相なるのであります。これに對してわれ／＼はこの制度を確保継続するために、今回上程せられた保険料率の引上げ、初診料の一部負担制度の復活といふことを認めざるを得ないといふことに相なるのであります。

われ／＼といたしまして、この改正はひとり事業主のみならず、特に勤労者の負担を増加することになりますので極力避けたいところであります。しかし健康保険、厚生年金等の制度が社会保険の形をとる以上は、その収入を確保するために、せむともこの改正を承認せざるを得ないのであります。このたびの改正は保険料率の千分の四十四を千分の五十に引上げることでありまして、これは六千三百円ベースの場合においては、ほとんど一箇月の十四円足らずの増加にすぎないのであります。また初診料の一部負担は四十円あるいは四十円でありまして、これはまた一年に一回か二回の負担にすぎないのであります。この点から申しましても、このたびの改正によつてさほどひどい負担が勤労者の上に加えられるとは言い得ないのであります。い

わんや健康保険の保険料率は千分の五十であり、厚生年金の料率は千分の三十、失業保険の料率は千分の二十、すなわち合計いたしまして勤労者の月収の一分といふものがかかる保険事業に使用されるのであります。しかしこのうちの半額は事業者の負担と相なりますので、勤労者の月収の五分のみがかかる福祉事業の基礎となる保険の料率と

なるのであります。この負担によつて勤労者がその健康を保持し、病氣をなおし、老年の備えをし、失業した場合に年金手当を受けるといふことができるものであつたならば、まことに私はけつこうなごたごたと思うのであります。この際健康保険の経済的維持確立のために、私は今回の改正を万やむを得ぬものとして賛成をいたす次第であります。

なおこのほか、健康保険に對しては事務費として國庫の補助が三割あるものであります。さらに昭和二十一年には一割であり、二十二年には二割であることに比べますと、わずかでありますけれども、その進歩を認めるのであります。

以上の理由によりまして、われ／＼はこのたびのこの法案の通過に賛意を表するのであります。しかし労働者の現在のような生活のきわめて困難なる時代におきましては、できるだけその生活を樂にするために、政府においても將來保険財政を健全化する運営措置を講ぜられて、その好轉次第、できるだけすみやかにこれを低減いたすことができるように十分に努力あらんことを切望する次第であります。

○床次委員 私は民主黨を代表しまして、この法案に賛成するものであります。しかしながらこの法案自体、この改正は私はまことに不本意なもので、でき得べくんばこれを他の方法によつて行いたいと考えるのであります。すでに政府の財政計画、予算等もきまつておりますので、やむを得ないと存じまして賛成いたすものであります。但しこれに對しまして私は強く三點要望いたしたいと思ひます。その二點

は青柳委員からさらに希望されますが、私は簡単に申し上げますが、なるべくすみやかに今回の不合理な初診料の徴收あるいは保険料率の引上げといふことに對しましては、今後これを中止するような方法をとつていただきたい。第二点といたしましては厚生年金の積立金の運用に關しまして、政府に要望いたしたい次第であります。それから第三点としてお願いしたいのは、今日の時局におきましては將來健康保険の被保険者におきまして、失業をしておそれなれないのであります。また現に健康保険にかかつておりまして、初診料の交拂い等につきましては、あるいはこれを苦痛に考える者も出て來ると思ひます。この者に對しまして医療が行われないといふことのないように考慮していただかなければならぬと存じます。

なお社会保険の一部として行われる國民健康保険につきましても、この際触れたいのであります。國保につきましましては一部負担の制度が行われておりますが、現下の生活難の状況におきましては、次第々々に被保険者がその一部負担を苦痛に考えることになるかと存するのであります。これに對しまして私は何と申しまして、最後においては國民の医療を完備ならしめるものは何かと申しますと、結局生活保護法による医療であると思ひます。特に生活保護法の施行にあたりまして、遺憾のない施行をやつていただきたいと思ひます。今日まで、さきに國立病院の特別会計の問題につきましては、すでに議論がかわされたのであります。生活保護法はわが國の医療の

体系の根本をなしておるのであります。これが適正に行われるよう、でき得べくんば生活保護法をこの際積極的運用せられまして、医療に悩む者をなからしむるため、一部濫給その他の問題があると思いますが、かかる問題に對しまして、民生委員その他関係者に對しまして、十分な法の徹底を期せられまして、國民保險、健康保險あるいはその他の問題におきまして、十分の法の均等を得られないものは、生活保護法の最後の線におきまして、十分にこれを救済し、國民の健康を確保するの決心を持つていただきたいと思ふ次第であります。過般生活保護法その他に關しまして御説明を得たのであります。しかしながら非常に消極的な態度をもつてこれに臨んでおられるような印象を受けたのであります。私はまことにその点遺憾に考へておる次第であります。ぜひこの機会におきまして生活保護法を十分活用せられまして、他の法規の欠陥を補うようにせられたいことを要望するのであります。ただいまの最後の点は、いづれ青柳委員から要望せられます二点とともに、本委員会の要望としまして御決議あらんことをお願いする次第であります。

○福田(昌)委員 私は社会党を代表いたしまして、この改正案におきまして「第四十三條ノ二に次の一項を加える。」この條文の削除を動議として提案いたしたいと思ひます。

健康保險が勤勞階級の唯一の医療の安易なよりどころであるということ、は、だれも認めるところであります。が、その勤勞階級にとりましての唯一の医療施設であるところのこの健康保

險なるものが、さなきだに物價高に生活苦にあえいでおる勤勞階級の負担におきまして、その健康保險經濟の赤字の補填がなされるというところは、何と申しましても黙認するに忍びない点でございまして、保險料率を引上げ、さらにまた被保險者に、一部負担金としての支拂いを課するということは、負担が勤勞階級にとつて二重に加重されて参るのであります。その意味におきまして私も社会党といたしましては、この「四十三條ノ二に次の一項を加える。」この項の削除方を要求する次第でございまして、委員長におかれましては、この委員会においていただきたいもの動議の採決をおとり願ひたいと思ひます。

○刈田委員 日本共産党は、たゞいま上程されております健康保險法の一部改正に對して、反對を表明いたします。その理由は、問題になつておる健康保險資金は赤字なのであります。この赤字がどういふふうにしてできたかというところは、從來からの政府の御説明によりまして、またたけいまの民自党の代表者からの御發言によりまして、明らかなように、一番根本の原因は、今日勤勞大衆の生活が非常に逼迫しておるということから來ておるのであります。かかるにこういふような勤勞大衆の生活の逼迫からやむをえず健康保險にかからなければならぬといふような状態を無視いたしまして、かえつて勤勞者の生活を樂にするといふことではなくして、この上にさらに治療に對しまして初診料をとるとか、保險料を引上げるとかいうような方向に持つて行つて、さらに勤勞者の生活を重圧するという方法で解決しようとする

することは大きな矛盾であります。こゝういふ点からも私どもはこの法案に反對するものであります。

それからまた、保險料の査定基礎になつておる賃金の値上りよりも、医療費の方がはるかに値上りをしておるために、同じように赤字が出ておるといふことは、やはり政府や民自党の代表の方の御説の通りなのであります。が、こゝで明らかなことは、労働者の賃金があまりに安過ぎるということが問題なのであります。ところが賃金を引上げる方がそのまゝにしておいて、この上に労働者からお金を取上げようとしておる。これは明らかに矛盾しておるのであります。今日労働者の低い賃金の支給に對しまして、この健康保險が資金を上まわる医療費を出すことによつて不十分ながら健康保險が、現在社會保障制度の一つとして役割を果しておるというこの現状を無視して、わが國に社會保障制度を確立しようといふ要求とまさに逆行するやうな方面がとられんとしております。また、日本共産党は、今回の改正に對して反對するものであります。

また新たに労働者に加へられます負担が、四十五円というやうな輕少なものであるという理由に、これを強行しようとしておられますけれども、しばしば申し上げますように、現在の給料の遅配欠配によりまして、勤勞者は百円とか五十円とかいふやうな賃金を飛び／＼にもらつておるといふ、まさにやうやくにして飢餓を防いでおるといふやうな状態にありまして、これが労働者にとつて大して負担でないといふことは、非常な暴言であると思ふのであります。これでは労働者は安心して医療にかかれぬ。それでなくとも、労働者が最近慢性的な失業状態にありまして、そのために従前は四日か五日でもつてなかつておつた病氣が、一月も二月もかかる、こゝういふ現状にある労働者に對しまして、これではもう健康はまず／＼破壊され、そして國家の医療の機關は、これに對してまず／＼道がせめられるということになりまして、これは特に國家再建の基礎になつておる労働者の健康を守るといふ点に對しまして、大きな問題であると思ふのであります。政府は從來から、國立病院特別會計法案によりまして明らかなように、また今後上程される予定であります社會保險診療報酬支拂基金法の改正に見ましても明らかなように、九原則あるいは予算の要請といふことを名にいたしまして、労働者や貧困者の、それでなくとも生活の窮乏のために健康の不安におびえておるこゝういふ人たちに對しまして、大きな重圧をかけようとしておる。ただこゝういふ經濟的な破壊ばかりでなくして、健康や生命までも破壊されようとしておるやうな一連の政策が本國會において行われようとしておる。こゝういふやり方にとりまして、日本共産党は根本的に反對を表明するものであります。

心して医療にかかれぬ。それでなくとも、労働者が最近慢性的な失業状態にありまして、そのために従前は四日か五日でもつてなかつておつた病氣が、一月も二月もかかる、こゝういふ現状にある労働者に對しまして、これではもう健康はまず／＼破壊され、そして國家の医療の機關は、これに對してまず／＼道がせめられるということになりまして、これは特に國家再建の基礎になつておる労働者の健康を守るといふ点に對しまして、大きな問題であると思ふのであります。政府は從來から、國立病院特別會計法案によりまして明らかなように、また今後上程される予定であります社會保險診療報酬支拂基金法の改正に見ましても明らかなように、九原則あるいは予算の要請といふことを名にいたしまして、労働者や貧困者の、それでなくとも生活の窮乏のために健康の不安におびえておるこゝういふ人たちに對しまして、大きな重圧をかけようとしておる。ただこゝういふ經濟的な破壊ばかりでなくして、健康や生命までも破壊されようとしておるやうな一連の政策が本國會において行われようとしておる。こゝういふやり方にとりまして、日本共産党は根本的に反對を表明するものであります。

なお厚生年金保險に對しましては、私どもは厚生年金保險がその時期の点から言ひましても、また保險料率の点から考えましても、非常に欺瞞的な性質を持つておるといふことを承知いたしておられます。そうしてこの点につきましましては、厚生年金保險の根本的な改正がなされなければならぬといふことを前提といたしました上で、今回の

一部改正は、積極的な改悪の点が見られず、わずかでありますが、給付に對して改良の点が認められますので、條件をつけた上で賛成をいたすものでございまして。なお昨日問題になりました厚生年金の使途並びにそれに加へられます利子の引上げにつきましては、わが党からもこれを希望條件として附加することを要望いたします。

第二は、健康保險法の改正法についての問題であります。これまた昨日の委員会におきまして、私からも強く要望をしておつた点であります。この法律案中に、保險料率の引上げ及び一部

負担金制度の復活があるのであります。現在の健康保険の経済上、財政上より一應やむを得ないものと認められますけれども、ただいま田委員からお話がありましたように、勤労者の生計はきわめて困難な実情にあるのであります。それにかんがみまして、私どももできる限りこれは避けたいのであります。政府におきましては、何とぞ将来保険財政を健全化する運営の措置を講ぜられまして、その好轉次第、可及的すみやかに保険料率の引上げ、一部負担の復活に關しまして、これを低減し、または廃止する措置を講ぜられるように要望をいたします。

第三の点につきましては、生活保護法の運用につきまして、床次委員からお話がありました。これを第三に入れたと思います。ここに委員長におかれまして、この法案を決定するにあたりまして、この委員会の態度をきめるに際して、そういう要望があつたというところを、たしかに御承知を願います。

○堀川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○福田(昌)委員 社会党としては、修正動議の採決をお願いいたします。

○堀川委員長 それでは、ただちに健康保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 起立多数。よつて本案は、原案の通り可決いたしました。

次に厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○堀川委員長 起立総員。よつて本案は原案通り、全会一致をもつて可決確定いたしました。

次に先刻青柳委員より提案のありました厚生年金の積立金に関する要望事項について、これを決定するに賛成の委員は御起立を願いたいと存じます。

〔総員起立〕

○堀川委員長 起立総員。よつて本要望事項は、協議決定いたしました。右の取扱いの手続は、委員長においてしるべく取扱いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 それではさよう決定いたします。

なお、ただいま可決確定いたしました両案に関する議長に提出する報告書の作成に關しましては、委員長に一任されたいのでありますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 さよう決定いたします。

○福田(昌)委員 先ほどの討論と前後いたしまして申訳ないのでございますが、私ども社会党といたしましては、「第四十三條ノ二に次の一項を加える」のこの項の削除がない場合におきましての態度というものは、まだ申し上げてありませんから、そのことにつきまして申し上げたいと思います。

この削除がない場合におきましては、私も社会党といたしましては、この法律案に對しまして、反対するものでございませう。健康保険の適正な運営ということを考えます場合、こと

に保険経済の確立というものを願います。改正に當りまして考慮しなければならぬ点は、ほかにあるだろうかということをお考えのほどでございます。今日の健康保険の運営の基礎をなしておりますところの点数料金制度というものが、今日におきまして最高、最良、唯一無二の良策であるかどうかということとは、この際において新しく検討しなければならぬ問題ではないかと思ひます。料金制度、点数制度ということに對しまして、私はこの改正案、ことに勤労者階級の負担を過重にするような改正案を考へる前に、新しい考慮を拂わなければならない点が先に考慮されなければならないということを痛感するものであります。

また今日医療費が非常に高騰して参つておる。それによりまして、保険経済というものは危機に瀕しておる。医療費の高騰が、保険経済の一つの危機をもたらしただけの原因であるといふことが言われております。しかし医療費の高騰といふことを考へます場合に、その前に考へなければならぬものに、医薬品の高騰があると思ひます。医薬品の値上りというのに對しまして、何らの積極的な政策を打つこととなくして、医療費の値上りにより、ひいては二次的に起りますところの保険経済の危機といふことを考へ、医薬品に對する対策を考へておるというところは、大きな失態であらうと思ひます。このことは、医薬品の値上りというものは、昭和九年から十年ごろに比較いたしまして、今日におきましては、普通医薬品においては約三百六、七十倍の値上りを來しておるに反しまして、

医療費の値上げというものは、保険料金が單價で十円になりました今日におきまして、五十六倍、六十倍前後の値上りにすぎないことを考へました場合に、健康保険の経済の危機の大きな原因をなしておるものは、医薬品の高騰にあるといふことが考へられるのであります。従いまして、健康保険の経済の赤字の補填をするための一部改正であるならば、医薬品の高騰に對する適正な対策といふものが、まずなされなければならぬと私は考へるのであります。

保険の料金制度の問題、また医薬品の高騰というものを捨ておきまして、ただ單に保険経済の赤字の補填のために、ことにこの危機を救うために保険料率の引上げ、その上にまた被保険者の一部負担金の制度というものを設けることは、私たち勤労階級の今日の生活の窮迫した状態をつぶさに見ております者として、絶対に賛成しかねるものでございませう。この点におきまして、私も社会党として、健康保険の一部改正のこの法律の原案に對しまして反対するものであります。

○堀川委員長 大臣がせつかくお見えになつておられますから、大臣に何かお聞きしたいことがありましたら、御質問願ひます。

○岡(良)委員 この機会にお伺ひしたいと思ひます。実は先般國民保険組合の方々がお見えになりました。今度の社会保障制度審議会の中に、われわれの代表が参加させてもらへないのではなからうかという懸念をるる申し上げておられました。現在活動状態にある國民健康保険組合の被保険者も約

二千七百万名を数えられておるのであります。將來の社会保障制度においては、重要な役割を期待されておる。この國民健康保険組合系統の代表者を、この社会保障制度審議会の委員にお加えになつておられないならば、ぜひとも加えてやつていただきたいと思います。ことをまず第一点として伺ひます。

○林國務大臣 お答えいたします。國民健康保険組合関係の方が、この委員会の委員のうちにたしか一人は入られたと考へております。

○岡(良)委員 重ねてお尋ねいたしますが、先般参議院におきまして帆足さんが人口調整の問題について、厚生当局の御見解をお尋ねになりました。その大臣の御答弁では、現在人工妊娠中絶等が相當廣汎に自然のままに行われておるやうであるからというふうなお話でございまして、厚生当局といたしまして積極的な手を打つ意圖について十分な御言質が得られなかつたやうに考へておるのであります。この点につきまして、私も小委員会を設けまして、人口対策問題についていろいろ苦慮いたしておるのであります。が、厚生当局の御方針を伺ひたいと思ひます。

○林國務大臣 人口問題はきわめて重大なものと考へまして、先般参議院の帆足議員からの御質問に對してもお答えいたしましたわけでありまして、これを厚生省がどういうふうに指導するかというところは非常にむずかしい問題であると思ひます。まず今日の程度におきましては、妊娠を避けようとするその人のお氣持によつて解決することの方がよいのではなからうか。こう考へまして、先般参議院で帆足議員に御

答弁申し上げたわけでありまして。今日私どもの方でどういう指導をするか、まず妊娠を好まない者に対して間違いのないようというのを保健所などにおきまして指導——指導と言つては少しおこがましいかもしれませんが、万遺漏ないような方法によつてやつて行きたい。そういう方向によつて現在では進んで行きたいと私もは考へておりまして、政府といたしましてこれをどういうふうにした方がよいかといふことにまで進むことは今日いかにあろうか。こう考へておるわけであり

○岡委員 これは一事例でございますが、私の隣縣の福井縣の軍政部の衛生関係の顧問をいたしております厚生関係の専門家の博士がございまして、これが先だつても私のところに訪ねて來まして、実はある漁村の婦人團體から衛生講話をしてくれと頼まれた。そこで出かけて行つたところが、産兒調整の問題を話してくれと言われたので、その話は自分の専門であるので一時間ばかりのお話いたしましたところ、各漁村の婦人團體から連日その講演に引っぱり出されて、自分の本職も忙しくてやれない状態にあるということをしみじみ話しておりました。このように現在漁村といわず、農村といわす、また一般労働者の家庭等におきましては、産兒調整の問題は切実な生活の問題として大きくクローズ・アップされております。従いまして、今般參議院あるいは衆議院等におきまして、優生保護法等については、政党内でも何らかの意図を持つておりますが、厚生省当局におかれまして、こうした國民大衆の切実な生活の要求が

あるということをお認めいただきまして、積極的な御方途を講ぜられんことをこの際にお願ひをいたします。○荻田委員 厚生大臣は神経痛がおなおりになりまして、初めて本委員会に姿をお現わしになりましたが、われわれは今後の委員会には定めし万難を排してお出でいただけたと思ひます。から、本日はこまかい法案の御説明はお願いしないで、現在厚生省がやつておられる厚生行政の大方針についてちよつとお聞きしたいのです。

それは御承知のように、さきに國立病院特別会計法案が國會を通過いたしました。この際にも私も、これは必ず困窮者を國家医療の中から締め出すことになるし、これによつて医療も低下する。非常に日本の大衆の健康上にとつて大きな問題だといふことを警告したのであります。今回の健康保險法の改正につきましても、これはもうすでに政府並びに與黨の皆さんもおつしやるように、労働者のそれだけでなく、苦しい生活の上に重圧を受けるものだと言つて、これに反対しておられるわけなのであります。しかも現在の日本の状態におきまして、こういうものを通過させようとしておる。また今後出される社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案につきましても、同様な医療の制限というふうな方面に大きな危惧を持つておるわけである。こういうふうに一連して今般労働大衆、生活困窮者の健康の破壊の方向に大きな不安が高まつておるわけなのであります。これに對しましては産別を初めあらゆる労働者の組合が反對しております。それから全國の國立病院の患者や、これの医療の担当者もあけて

反對しておるような状態なのでありますけれども、これを押し切つて政府が強化しようとしておることに對しまして、國民の健康の責任を持つておられる厚生大臣として、こういう状態に對してどういふお考えを持つておられるかについて御答弁をお願いしたい。

○林國務大臣 仰せのことはごもつとも存じます。先ほどお話もありましたように、國立病院特別会計の問題などにつきましては、これは独立採算制でやるつもりでありませぬので、その点はとくと厚生省といたしましては考へまして、決して勤勞大衆、貧困者というか、そういう方々に對しましての療養につきましては、万遺漏なきを期したいと考へておるわけでありまして、なおその他の問題につきましては今日の制度によりまして、そういう方々に對しましては医療の点につきましては十分考慮いたしまして、大衆の方々の御満足の方に行かう療養のできますような方向に指導いたして行きたいと考へておるわけでありまして。

○堀川委員長 荻田委員に申し上げますが、実はこの室を一時から他に使うことになつておりますので、できるだけ簡単に圧縮してひとつお願いしたいと思ひます。

○荻田委員 承知いたしました。ただいまは厚生大臣としてごもつともな御希望と思つております。しかし實際上は、政府あるいは與黨の方の言つておられるように、明らかにこれが勤勞大衆の生活の負担になるというところ、これによつては自然にどうしても勤勞者は医療法の中から締め出される結果になるというところについては、厚生大臣としてはどういふふうなお考えか、そういうふうにならないとお考えなの

でありませうか。この点もう一ぺんあらためてお願いしたいと思ひます。

○林國務大臣 御説の通りに、次第次に医療の点について、生活の困難になるにつれてきゆうくつな状態になるというところは、私も考へております。しかしながらそれに対しては政府といたしましては、そういう方々には遺漏なきようには、また遺漏な点がございましたらば、御指摘を仰ぎまして、その欠点を補つて行きたいと考へております。

○荻田委員 私どもは法律ができる前にそれを改めたいとお願ひしてゐるわけなのですが、どういふ場合に改めたいだけなのではないですか。改めるかといふのですが、別に改めるというふうなことも考へておりませんが、そういうふうな方々がありまして、ときには、負担を軽くしめるような方法によつて、治療を完全にやつて行くつもりであります。特別にどういふという考へは持つておりませぬ。

○荻田委員 それでは現行の法律によりまして、明らかに勤勞者、生活困窮者が非常に不便を來すということがわかりました場合には、本年度中におきましても、できました法律につきましてこれを改正することを考へておいでになり、あるいは追加予算を組むなりして、この不備の点を補うという考へでありませうか。

○林國務大臣 もしそういう重大な問題に立ち至りましたような場合においては、今後の議會などにおいて、これを提案するといふようなこともあるかも知れませぬ。しかしながらただいまのところでは、別にそういうことは考

えておりませぬ。今の特別會計などの問題につきましても、これはおよそ從來からの經驗に基いて、大蔵省とも折衝いたしておりますから、その点については現在の制度における程度において遺憾なきを期するといふことはもちろんのことではあります。なおさらに後において、非常に大きな問題が出るような場合におきましては、厚生省といたしましてはとくと考へまして、大衆の方々に累を及ぼさない、また完全なる治療をいただけるように努力したいと考へております。

○荻田委員 厚生省といたしましては、おそらく予算の面では非常に御苦心なすつたと思つております。やはり厚生省の責任ある地位の方といたしましては、できるだけ國民の健康、あるいは生活の安定のためにたくさんのお金を生活のために努力せられたことと、思ふのであります。私もその点では、できるだけ厚生省の医療制度に協力したいと考へておつたのであります。それで予算の審議に對しましては、ぜひこの予算をもう少し時間をかけて十分討論してききたいといふことをお願い申し上げまして、実は委員長の方でも、予算をあらためてまた審議の継続をするという御確言があつたままです。予算の審議が実行されないうままに本予算は一括して通つてしまつたわけでありまして。厚生大臣はその間中、一回も姿をお見せになりませぬので、この合同委員會でそういうふうな予算の審議をなされておつたなら、そのために厚生省としてはもつととれたかも知れない、これはわかりませんが、われわれもつと十分の検討の上で、これを審議して意見を出したいと思つ

ておりましたが、十分なされなかつたという点に対して御承知であつたでしょうか。それともそういうことに対してどういふふうにお考えになりますか、この点だけお伺いいたします。

○林國務大臣 御承知の通り私も予算につきましても、こまかい問題はよく存じませんのですから、せめて予算の総額の上において、従来は四%か五%足らずだということを就任早々聞きましたので、私どもはそれ以上に努力をさせてその予算額でも大きくとりたいたいと考えてまして、相当に係官その他とともに大蔵省、安本その他に折衝をいたしたわけでありまして。総計いたしますと、やはり結論は五%に足るか足らぬくらいな、同じような結果になりました点、はなはだ微力であつて、みづから遺憾に思つておりました。相済まないような感じをいたしております。しかしながら幸いにいたしまして、諸物價が上りましたような関係もありましたけれども、金額の上においては若干の結果は現れた。その現れた結果、その金額、その他に基きまして最善の道を講じまして、できるだけ能力を發揮するように今後とも進めて行きたいと考えておるわけでありまして。

○刈田委員 もう一点、御返答をいただかない点があるのですが、つまりこの委員会では予算の審議がそのように行われたというのを御存じであつたのですか。またそういうことについてはどう考えておられるのですか。

○林國務大臣 委員会の状況は絶えず政府委員その他から承つて今日まで進んでおります。

○刈田委員 それについてはどういふ

考えでしよう。

○林國務大臣 できるだけ努力をいたしたいつもりであります。

○床次委員 私が伺いたしたのは、國民の健康の積極的増進方法で、体力向上の問題であります。この問題は文部省の体力局におきまして所轄しておられた。私は必ずしもそれで満足していいものではなかつたのですが、今回体力局が整理されましたが、各局に分散されるかのように聞いておりまして、非常に残念に思つておるものであります。今日青少年の訓練と申しますか、積極的な体力の増進というものが比較的閑却されております。一方、青少年の犯罪が非常に増加してゐる。児童福祉法あるいは過般決定をみました少年法があるにもかかわらず、当局においては青少年に對しては積極的な指導がないことを痛感しておるのであります。この機会におきまして、國民の健康の積極的増進を職務としております厚生省の立場において、大臣のお考えを承つてみたいと存じます。

第二に過般厚生委員会におきましては、衛生行政の重要性にかんがみまして、各地方廳におきまして衛生部は必ずこれは存置して、大いに國民医療のために活動させてもらいたいという強い要望をいたしたのであります。これは直接當委員会の問題ではありませんが、地方自治法に關係しまして、そういう申入れを委員長よりお願いしてあるのであります。これに關しまして大臣の御意見を承りたいと思ひます。

第三に、ただいままですでに数回の議論によつておわかりになつておることと思ひますが、生活保護法というものは今後わが國の社會問題として、非常に大きな役割を果すものと感ずるのであります。特に今年あるいは近き將來において、生活保護法をもつてほとんど國民の苦悩の最小限度が確保されるか、あるいはできないかという大きな問題になるのであります。これは形式的な法規の施行のみならず、関係者に対しては特に慎重な態度をもちまして、円満にあるいは十二分に國民に對してその手が届くよう御配慮をお願いしたいと存ずるのであります。

○林國務大臣 ただいま床次委員からのお話の通りに、保健の問題は、ことに子供らにつきまして、あるいは青年と申しますか、そういうものにつきましては、大いに注意をしなければならぬと考えております。そのうちに文部省の体力局あたりが整理せられたようなお話であります。これは今日の行政整理の上において、よんどころなかつたかと考えますが、その実施につきましては、文部省といたしましては相當のお考えがあるかと考えます。その点につきましては厚生省といたしましては、今後よく連絡をとりまして、厚生行政の目的を達するように努めて行きたいと考えております。

それから二番目は、私つい御質問の点を聞き漏らしましたから、第三点につきまして申しますと、生活保護法の問題について、私どもよく耳にいたしますことは、地方で負担しなければならぬために、どうも地方から保護すべき者の証明を出さないやうなうわさを聞いております。そういううなことは、われ／＼監督の立場といたしまして、今後決してないやうにいたしまして、その必要に應じましては進んで

これを指導いたすやうに努めて参りたいと考えております。

○床次委員 第二番目の点は、各地方廳におきまして衛生部存置の問題であります。當委員会でも強く要望いたしておりますので、ぜひ存置方に対しては御努力をお願いしたいと思います。

○林國務大臣 ただいまのお話の衛生部の問題につきましては、しきりに厚生省の方にも、電報その他書面によりましての陳情、その他上京して來られる方々にお目にかかることが多いわけでありまして。この点につきまして幸いにいたしまして、今度の國會におきましては問題になつておりません。従つて地方の問題としてそういううなことが起きることがあり得るかと思われ、民生と衛生と一緒に、中央の厚生省でやつておきますと同じやうなぐあいに地方でもやられるのではないかと、いろいろな議論も、いづれ起つて來るやうな場合があるかもしれぬと考えます。しかしながら昨今衛生の問題につきましては、特にわれ／＼考えなければならぬ立場にありますが、ことに予防の問題につきまして、昨今において非常にいい成績を得まして、前年から見ますと約四分の一にまで傳染病患者が減少しているというやうな点につきまして、これは衛生部が相當に活躍をせられた功績であらうかと考えます。従ひましてわれ／＼は、そういう問題が起りましたにつきましては、極力衛生部というものを地方に存置いたしまして、地方の衛生の完全を期するやうにいたしたい。私も厚生省におります間は、この点については今後整理の問題がかりに起きたといひました

でも、極力これを存置いたすやうに努力をいたしたいと考えております。

○田代委員 京都のジフテリア問題であります。承るところによりますと、この責任は政府が負わなければならぬというので、過ぐる國會において國務大臣が謝罪するといふことを明言されたやに承つております。ところが現地におきましては、その後何らの謝罪といふやうなことがなされてない。これは大體どういふことであるかという声が盛んに起つておるのでございしますが、これに對してどういふ処置をされたか。それから依然として責任の所在がはつきりいたしてないといふことが、現地から強く言われておるのであります。経済的な面から申しますと、この前の報告を承りますと、大體死亡者に對しましては五万円、死亡されぬ罹災者に對しましては一千円から三千円ばかりの見舞金が出ております。ところが實際に承りますと、島根なんかの例におきましては、五万円出すと言つておりながら、まだ實際においては一万円しかもらつていないといふやうな話もあるのであります。かゝるに、五万円お出しになつたと主張しておりますが、これは私たちが強く命を五万円なんかの見舞金で見過すことは言語道斷の話でありまして、現地の實際における罹災者の遺族の方々は、大體三十万円くらいを要望されておる。それから被害者の方々は十万円見當を要望されておるといふやうに承つておりますが、これに對して政府はどういふ処置をとらんとしておられるか、またとつておられるかといふ点であります。

それから責任者の問題であります。が、大体薬の製造業者だけに苛酷に責任を追求されておる。むしろ政府自身が中心的な責任を負うべきではないか。むしろこういう事件が発生したます根本原因は、ただそういう業者の操作が非常に間違つておつたとか何とかいうことでなくして、現在の官僚機構それ自体の腐敗堕落、業者とあるいは結託するとか、不正な政党ボスと結託して、そこに非常な不正事件が行われるというようなことから官紀が非常に弛緩するのであります。そういううわさを私たちはひんびんとして承つております。そういう官僚機構の腐敗堕落という点では正されないことには、こういう事件は頻発する危険があるのであります。こういう点に關しましては政府はどういうふうにお考えになつておるかという点であります。

○林國務大臣 ジフテリアの問題は、私が就任いたしましたして一番遺憾に考えた問題であります。しかしながら私はそれについて、謝罪をいたすがごとき言辭をはつきり申し上げたこととはございません。責任をとるにおきましては、もし私どものときにおきましてそういう問題が起きたものといいたすならば、私ももちろん責任をとりまします。しかしながらできました事柄が、私どもの就任いたしましたして早々できた問題でありまして、製薬その他の責任につきましては、私ども就任以前の問題であつたのであります。

それからなお責任の問題につきましてお話がありました。つまり製薬その他については、今刑事問題になつて、私の名前によつて起訴になつておる

す。従つてその結果を見るにあらずんば、私どもとやかく申し上げることはできません。しかしながらこの予防、その他の關係に基きまして、その責任をとるべき経路にあられる人は、すでに責任をとる意思表示をいたしております。その結果につけ得られた上において、本人が責任をとられることになつております。従つて私どもがこれが責任をとることは、自分の時であれば当然のことと考えますけれども、たまたま起きたのは私が就任をいたしたというところによつてそういうことになつております。私ども責任をとる必要はあるまいかと今日考えておるわけでありま。

なおジフテリアの問題について、患者の問題であります。もちろんかわいなお子さんの御生命のことでありまして、金額によつてこれは云々すべきところの問題ではございません。しかしながら今までの種々の方面で起きまして事情を十分斟酌いたしまして、今まで政府から五万円、そのほかから出ましたものが二万五千元、それで七万五千元のものが出ております。それからなお府、市その他に対しては多大の御迷惑のかかつたことを考へまして、でき得るだけの方法を設けまして、府、市に多くの負担のかからないようにというところにつきまして努力をいたしました。なお今日大蔵省の方に対して努力をいたしております。なお予算にも物質上にも關係する問題でありますので、ただ厚生省の方といたしましては大蔵省との折衝もございましたので、これを全部打切つてしまつた問題にあらずして、事務的に今日におきまして、何とかしていま少し出し得られる

問題ではなからうかということと折衝いたしておる今日の事情になつております。それはせめて総額で十万円くらい與へられるようになればという氣持で、私どもは大蔵省といたまお折衝中にあるわけでありま。

それから島根縣の方のお話があつたようでありま。決して二万円くらいしか行つておらないということは、役所の方ではないはずであります。その点は御注意もありません。たまたま、とくとさつそく調べまして、先般もそういうお話を京都とそれから島根縣の罹災者の父兄の方が見えられましてお話がありました。さつそく調べてみましたところが、島根縣において決してそういうことは、こちらの方としてはすでに金をやつておるはずだ、こういうことでありまして、今日におきましてはそういうお話までもなく、当然われ／＼の支出すべき今日の立場の金額というものはすべて出しておる。なお懸案になつておるものだけ少し残つておるかと思ひますが、京都と島根縣と區別をいたしているようなことはございません。それでそれから、もし御本人のところへ届いておらないものとすれば、厚生省としては島根縣の方に渡し、島根縣の方の關係においてまだ渡つておらぬということでありま。すれば、なお取調べをいたしまして、ただちに罹災者の方々に手渡しのできるようにはからいたしたいと考えております。

○田代委員 十万円というのは死亡者です。

○林國務大臣 そうです。

○田代委員 死亡されない方に対しましては、どれくらい金額でありますか。

か。

○林國務大臣 それはおよそ一人のところへ一万円くらいであつたかと思ひますが、重症者も輕症者もいろいろありますから、その点について京都の方の当局ともよく打合せまして、こちらの出し得られるだけのものを出してさしあげたい、こういうつもりでいるわけでありま。

○田代委員 責任をとられるという心持を持つておる方がおありだという御答弁でございましたが、それはどういふ方でございますか。

○林國務大臣 それは予防局長が責任をとられておるわけでありま。それから次官の問題もお考えになられるでしょうが、次官に就任いたしましたのがそういう事件から後であつたというので、すでにその當時の方々は役所におられなかつたようなわけでありま。

○堀川委員長 なお今日は民生委員連盟の方々が見えになつておりますので、午後一時からこの部屋で懇談したいと存じております。委員諸君の方々もできるだけ御出席を願ひたいと存じます。

本日はこの程度で散会いたします。

午後零時十五分散会

〔参照〕

健康保險法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書
厚生年金保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年五月二十六日印刷

昭和二十四年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局